

⑯ 現行の児童相談体制の課題、問題点について

【調査結果のポイント】

- 総じて職員不足、職員の人事異動サイクルが短いために、専門性の確保が困難と言った、職員体制の不十分さを訴える児童相談所が多かった。また、虐待を受けた子どもの保護の受け皿となる施設の不足を訴える意見もあった。
- また、介入と支援の両方の役割を果たすことの困難さや、家族再統合のための取り組みの不十分さやノウハウの欠如を指摘する意見などもあった。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・一時保護所の人員が確保できないため、全職員による宿日直制を取っており代休がない（青森県）
- ・児童福祉司、心理判定員は配置基準に達していないため、ケースに対する指導やケアが充分とはいえない（岩手県）
- ・行革で人員の確保、増員が厳しい。人員の確保、技術的又は精神的な支援等が必要（和歌山県）
- ・職員の経験年数が少ない。スーパーバイザーの配置、育成の必要有り（鳥取県）
- ・児童虐待を予防する分野の取り組みが必要。（鳥取県）
- ・専門職以外の職員の配置、人事異動サイクルが3年では経験が乏しい（島根県）
- ・虐待事例では、介入と指導との両方の役割を果たすことになるが、現実的には困難と思われるケースが多い（岡山県）
- ・児童福祉司等の専門職の増員、一保の整備、職員の資質向上等（山口県）
- ・虐待相談で手一杯であり、健全育成等他の相談まで手が回らない（富山県）
- ・虐待ケースへの家族再統合が求められているが、そのマニュアルもなく手つかずの状況（富山県）
- ・虐待対応専従班、マンパワーの確保による相談体制の充実（富山県）

- ・超過勤務が慢性化し、業務にゆとりがない（福井県）
- ・中堅クラスの職員層が薄い（福井県）
- ・児童福祉司が不足（山梨県）
- ・非行児童の保護・指導體制、性格行動相談の増加とその対応体制が不十分（山梨県）
- ・情短施設の設置など、被虐待児へのケアの体制が不十分（山梨県）
- ・精神科医や小児科医によるクリニック機能（静岡県）
- ・児童精神科医、心理職員の増員（東京都）
- ・弁護士の配置（東京都）
- ・一保職員の増員、一保施設の設備基準の充実、一保の最低基準の策定（東京都）
- ・児童福祉司等、職員全体の専門的力量を向上させることが課題。職員の異動により、専門性の蓄積が充分に行われていない（名古屋市）
- ・発達障害を含む障害相談の増と養護・虐待・非行への対応について、より迅速で専門的な対応が出来る組織を構築する必要がある（京都市）
- ・虐待件数の増加による業務量の増と、困難事例の増加への対応（大阪市）
- ・24時間365日相談体制の拡充（大阪市）
- ・児相に多くの権限が認められているが、虐待で暴力的な親に対して現実に強権発動する際の職員の精神的負担は過重なものがある（兵庫県）
- ・警察から触法通告を受け、保護者に呼び出し状を出しても、親子共に拒否する事例が増えてきており、対応に苦慮している（兵庫県）
- ・発達障害相談が増加してきているが、受入施設がない（兵庫県）
- ・組織データの電子化（山形県）
- ・自治体の組織の中で専門職のポジションが確立されていないこと（福島県）
- ・精神科医の絶対数の不足（茨城県）
- ・虐待通告の件数の増加に伴い、対応職員の不足が顕著。受け皿である施設が不足。（千葉県）
- ・虐待防止等で予防的教育、啓蒙活動が必要であると思われる（千葉県）
- ・専門職員、ベテラン職員の不足、一時保護所の手狭さなど課題は多く、県本庁には常に要望しているが、緊縮財政、職員削減の昨今、一時には解消できないのが実情（愛媛県）
- ・虐待予防のため、保健分野と連携した市町村における取り組みの構築（高知県）
- ・虐待の初期対応と、指導・ケアを同じ福祉司が行っており、検討を要する（熊本県）

- ・虐待ケースの増加により、ケースワーカーは従来の福祉サービスのスタンスと警察的なスタンスを求められるので、過剰に負担がかかっている（大分県）
- ・ほぼ3年で異動し、転入してくる者は、未経験者がほとんどで、個々のケースに余裕を持って対応することが難しい（宮崎県）
- ・専門性を保障するための研修の機会が少なく、また時間的余裕もない（さいたま市）
- ・措置後における家族の再統合を目指した指導・支援を行うには、人員が不足（広島市）
- ・職員数の不足により、研修や統計調査等の資料作成が困難（広島市）
- ・療育手帳業務の増加で、通所ケースなど心理治療の時間、緊急対応必要ケースや虐待ケースへの対応が十分にできない（広島市）
- ・専門性の向上と人材の確保・育成、スーパーバイズの強化について検討する必要がある（福岡市）
- ・児童福祉施設の不足（処遇・対応する受け皿がない）（広島県）

など

⑰ 関係機関との連携方法及び課題について

【調査結果のポイント】

- 警察、教育機関、保健機関、医療機関との連携については、基本的には各自治体や児童相談所、前述の関係機関が主催する「協議会・連絡会・委員会」等にメンバーとして加わり、各機関同士、情報交換等での連携を図っている状況にあるが、個別援助を巡っては、支援スタンスの違いから記載にズレがあり、相互理解を深めることを指摘するものが多かった。また、連携強化の工夫として人事交流を行っている事例もあった。
- 保健機関との連携においては、1歳6ヶ月児・3歳児健診（精密検査）で連携を図っている児童相談所が多く見られた。
- 病院との連携においては、通告や情報提供に理解を得ることの困難さを指摘する回答が多く見られた。
- 民間団体との連携については、NPOと協定を締結し、協定に基づく連携を図っている児童相談所が見受けられた。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

① 警察との連携の現状と課題

- ・ 事件性が高い事案は、警察に情報提供、捜査依頼（岩手県）
- ・ 事案に対する基本的なスタンスの違いから、対応にズレが生じる事がある（奈良県）
- ・ 立ち入り調査時警察の協力が必要な場合、事前打ち合わせ（和歌山県）
- ・ 人事交流有り（岡山県）
- ・ 立ち入り調査や同行訪問調査への援助依頼には協力的であるが、警察はあくまでも後方支援的立場での対応がみられる。（富山県）
- ・ 法違反による処罰という警察の立場と、支援という福祉の立場での認識の差があり、共通理解に時間がかかる（富山県）
- ・ 警察署内に一時保護のための施設・職員体制が不十分である（福井県）
- ・ 一時保護所が満員状態が続き、保護を要する児童の事前要請を受けても、応えられないことがある（山梨県）
- ・ 個別ケースにおいて、生活安全課、刑事課との協力、連携が多くなってきている（神奈川県）

- ・立ち入り調査等、虐待防止法10条に基づく警察官援助依頼等（大阪市）
- ・情報提供の段階から積極的に連携（三重県）
- ・非行事例の身柄付き通告をめぐって意見の違いが生じることもあり、引き続き児相の機能や立場を理解してもらう努力が必要だと考えている（京都府）
- ・人事異動等が影響して「顔なじみ」の関係を構築することが困難なことが課題（福島県）
- ・連絡会議にて情報交換しているが、守秘義務の関係も有り、警察と児相の線引きが難しく、また判断基準が不明確（栃木県）
- ・警察からの虐待通告や虐待対応がスムーズになりつつあるが、警察官の同行に限界を感じている（群馬県）
- ・立ち入り調査時に援助依頼を行い、対応してもらっている（香川県）
- ・個別事例の関係者会のメンバーとして少年補導員等に参加してもらっている（香川県）
- ・児童の捜索や一保等への援助依頼は、電話等で対応してもらっている（高知県）
- ・立ち入り調査の際の立ち会い、粗暴な保護者との面接時の立ち会い（佐賀県）
- ・虐待ケースの児童の保護、安全の確保や暴力的な言動を発する保護者への対応には協力（支援）してもらっている（鹿児島県）
- ・連絡会議を年1回開催。非行ケースについて、一時保護が困難な状況での一時保護依頼があったときの対応に苦慮している。また、守秘義務についての問題が生じたこともある（札幌市）
- ・親子分離をする際に危険等を排除するため、立ち会いを依頼している。（千葉市）
- ・児相に通告する場合、児童・保護者への説明が十分なされず、児相で相談援助関係を築くことが困難になる事例がある（千葉市）
- ・虐待の立ち入り時の援助依頼は基本的に断られたことはない（北九州市）
など

② 教育機関との連携の現状と課題

- ・意見の相違があると、児相を批判する側になることがあり、協力関係の確立は難しい（北海道）
- ・中学校、市及び県教育委、警察との連絡会設置。但し、管内全市町村設置でないため、基本的には教育委員会との連携は児童福祉司個人の連携

となっている状況（奈良県）

- ・学校は児童虐待について、理解は深まってきているが、通告の遅れも見られる（和歌山県）
- ・教育委員会はネグレクトケース等については、就学に関して連携を図る（和歌山県）
- ・学校・幼稚園から月に1回の割合で、被虐待児状況調査票の提出を依頼し、回答を得ている（岡山県）
- ・通告さえすればよいという考えで、通告後は非協力的な場合もある（富山県）
- ・連携を深めるため、児相に教員を配置（石川県）
- ・小、中学校教諭、幼稚園長を児童虐待防止地域連絡員として委嘱している（長野県）
- ・学校数が多いため、児童虐待の対応に際して児相と学校側との認識のズレがある場合もまだあり、今後も教育機関とは具体的な事例を用いた研修会の積み重ねが必要（新潟県）
- ・県域では県教委主催の連絡会議が年2回、市町村域では該当校主催のネットワーク会議が適宜実施され、情報交換を行っている。課題として、学校単位のネットワーク会議が増加し、地区担当が回りきれない現状有り（滋賀県）
- ・各学校と定期的な協議会を設けているわけではなく、個々の事例を通じての連携であることから、虐待通告などで即日職権保護する場合などは、保護者が学校にも抗議することが希でなく、十分な連携が必要だと考えている（京都府）
- ・保護者との関係を気にして、きちんと対応出来ない学校が残念ながらまだ多い。「不登校で姿が見えない」という通報はあるが、安全確認の方法について学校の努力不足が多い。虐待と分かってからあわてて児相に相談することが多い（愛知県）
- ・児童福祉司が個々の学校等の現状を把握しているとは言えないことが課題（そのために必要な「日常的訪問活動」ができない）（福島県）
- ・一時保護や施設入所について、児相の機能を過大評価している（教育として最大限の利用できるとの考え方が強い）（群馬県）
- ・教委との連携のため、教員が児相（児童福祉司）に派遣された（高知県）
- ・小、中学校からそれぞれ1名、児童福祉司として派遣されている（佐賀県）
- ・機関会議で連携を図っているほか、教育局と児相の人事交流を行っている。養護・非行ケースに比べ、不登校・ひきこもりケースの連携は不十分である（仙台市）

- ・センターの教育相談課を窓口にして、学校を始め各教育機関と連絡調整している（福岡市）など

③ 保健機関との連携の現状と課題

- ・市町村によっては、通常の保健業務以外に関わりを持つことに難色を示す場合有り（奈良県）
- ・保健師が多忙なため、十分な連携が図りにくい。児相に対する過度の要求（和歌山県）
- ・各市町村の乳幼児健診の一部にスタッフとして職員が参加（島根県）
- ・乳幼児健診については、平成12年度より市町村独自で実施しているが、逆に連携が取りにくくなった（岡山県）
- ・虐待や障害相談で、市町村保健センターと協働して対応することが増えてきた（山口県）
- ・虐待相談における、乳幼児健診の状況の情報提供や訪問調査等の協力関係は比較的良好である（富山県）
- ・保健所、市町村保健師を児童虐待防止地域連絡員として委嘱している（長野県）
- ・乳幼児健診の際には、囑託の心理スタッフを派遣し、協力体制を作っている（長野県）
- ・虐待通告があったケースについて、乳幼児健診の状況を照会する（東京都）
- ・乳幼児健診や障害児相談も含めた地域の巡回相談、療育事業や母子保健分野の従事者に対する援助技術等を行ってきている（新潟県）
- ・保健所と児相で共同で行っている乳幼児の「発達クリニック」があるほか、連絡会議などがある。幼児の虐待通告は市町村の保健サイドで児童の状況を把握している場合が多く、連携は密にしている（京都府）
- ・保健師には「虐待は児相の仕事」という意識が強く、同行訪問を求めても消極的な場合がある。児相からは健診未受診のケースの訪問徹底を呼びかけている（愛知県）
- ・個々のケースの必要に応じて必要な範囲で行っている（福島県）
- ・虐待事例に関して、初期対応時の情報収集や事後指導について積極的に連携を働きかけている。またネットワーク会議に必ず入ってもらう（群馬県）
- ・虐待事例の乳幼児健診状況を保健師より情報収集（香川県）
- ・乳幼児健診時に、子育てに関するパンフレットを児相が作成して保護者

に配布（香川県）

- ・虐待防止のため、県内の2市1町において、県単で「妊娠期からの育児支援訪問事業」を実施している。（高知県）
- ・事例のケース検討会を開催し、連携を図っている（熊本県）
- ・市町村事業である乳幼児健診は、継続して児相が支援している現状にあり、市町村における健診の体制強化が今後の課題（鹿児島県）
- ・各種連絡会議に参加。乳幼児健診の精査は、各市町村で対応。療育手帳や言語訓練が必要な場合は、親が独自に来所相談をしている（沖縄県）
- ・保健センターとの連携は比較的うまくいっているが、保健所とは方針をめぐり対立する事が時としてある（さいたま市）
- ・虐待対応連携マニュアルを作成し、保健師に配布。乳幼児健診の未受診者のフォローをしており、虐待の疑いがあり、重度の可能性があれば連絡が来る（北九州市）

など

④ 医療機関との連携の現状と課題

- ・医師会とは、虐待ケースについて理解が進んできているが、連携病院は未だ限定。虐待の認識、処遇の見解について児相とズレ有り。相互理解と緊密な連携が必要（和歌山県）
- ・電話、訪問等による主治医面接で、必要な医療情報の提供のお願い（島根県）
- ・心身障害児総合療育機能推進事業を市町村保健センター等と推進しているが、医師の確保に苦慮している（山口県）
- ・虐待通告への理解は高まっているが、情報提供、調査協力、病院内での保護等にはためらう面が見られる（富山県）
- ・開業医からは情報漏洩をおそれて、情報提供を渋られる事がある（石川県）
- ・被虐待児の通告や診断書提出依頼等の連携・協力を得ている（福井県）
- ・軽度発達障害児等の診断、治療等に関して相互協力（福井県）
- ・主要医療機関の医師を児童虐待防止地域連絡員として委嘱している（長野県）
- ・被虐待児のケース会に主治医として参加してもらっている（岐阜県）
- ・医師法で不審死の場合のみ医師から警察に通告することになっており、暴行・障害と思われる場合も警察通告は医療機関によりまちまちであり、課題になっている（神奈川県）

- ・医療機関全般との連携については虐待に関する一層の普及啓発が必要であり、特に精神科医療機関とは医師の守秘義務ということで協力が得られない場合が多い（新潟県）
- ・協力病院の設置（大阪市）
- ・医療機関からの通告や医療機関への調査が必要なケースが増加しているものの、協力が得られにくい場合もあり、具体的な連携をどう構築していくかが、大きな課題（滋賀県）
- ・虐待通告を巡っては、地域の医療機関として保護者との対立をおそれ消極的になる場合もあり、今後の課題（京都府）
- ・病院によっては「通告したら病院の義務は果たした」という理解の乏しい医師もいる（愛知県）
- ・家族支援の側面における連携のレベルを向上させたい（福島県）
- ・医療的支援が必要と思われる思春期の児童の診察等を随時受けられる医療機関が不足している（栃木県）
- ・児童や保護者の医療的ケアに関して、大学病院や地域医療機関に連携をお願いしている（群馬県）
- ・地域医療機関の医師が中心となり、懇話会を開催。児童福祉司、心理判定員等参加している（群馬県）
- ・精神科医に委嘱し保護者カウンセリングの実施（香川県）
- ・歯科医師会の取り組みとして月2回、一保児童の歯科検診がなされている（長崎県）
- ・各医療機関との連携はとれており、特に市立病院とは綿密に連携（市立
・病院内院内会議：医師等病院職員、保健所、児相、警察、市町村等）している（鹿児島県）
- ・通告については、前年度8件。開業医から基幹病院につながるシステム（沖縄県）
- ・個別の医療機関や主治医との情報交換、診断や治療内容の確認、処遇についての意見をもらっている（仙台市）
- ・虐待（疑い）の通告はあるが、通告元として明らかにすることに抵抗感がある（仙台市）
- ・通告についての保護者への告知、児童の保護、入院等の協力等が課題（千葉市）
- ・病院によってはCAPを設置しており、要請を受けて児相も出席している（川崎市）

など

⑤ 民間団体との連携の現状と課題

- ・北海道子どもの虐待防止協会と覚え書き（北海道）
- ・虐待防止ネットワーク鳥取を児童虐待防止関係機関連絡員の構成関係機関として位置づけ（鳥取県）
- ・メンタルフレンド事業でBBSと契約、不登校児童の家庭に派遣（山口県）
- ・CAPなどと情報交換はあるが、特別な連携はなし（富山県）
- ・弁護士中心で作られたNPO法人「カリヨン子どもセンター」及び社福「子ども虐待センター」と協定を結び、特別電話相談等を共同して実施（東京都）
- ・NPOと協定書を締結。各種会議に年1回参加している。またケースの情報交換や家庭支援で連携したり、シンポジウムの共催、理事会への出席もしている（神奈川県）
- ・「子どもの虐待防止ネットワーク・しが」からの一時保護所での児童保護指導業務の支援受入、のべ51回（平成16年5月～11月）（滋賀県）
- ・仙台弁護士会の児童虐待研究会への参画（任意）（宮城県）
- ・NPOと協定を結び、協定に基づく連絡会を実施（茨城県）
- ・市町虐待防止ネットワーク推進事業として、県が民間団体に委託し、児相と協働で市町のネットワーク化を推進（香川県）
- ・ふくおかこどもの虐待防止センターが設置されており、連絡会議に参加している（福岡県）
- ・「子どもの虐待防止コンサルテーションチーム・くまもと」（医師、弁護士、臨床心理士等がメンバー）との事例検討を行っている（熊本県）
- ・沖縄県CATに支援チームが参加（月1回）（沖縄県）
- ・NPOとの連絡会で、虐待対応について情報交換を行っている（仙台市）
- ・北九州市児童虐待防止連絡会議に「CAP北九州」等の参加あり（北九州市）

など

⑱ 市町村に対する援助として考えられる内容について

【調査結果のポイント】

- 援助の主な内容として、
 - ・ 要保護性の高い事例
 - ・ 専門的対応が必要な困難事例
 - ・ 心理判断、医学的判断
 - ・ 施設入所等の措置に関すること
 - ・ 市町村をまたがる場合の調整
 - ・ 一時保護の場合の実施
 - ・ 関係機関との連絡調整
 - ・ 市町村相談職員への研修
 - ・ マニュアルの作成をなどが挙げられた。
- 具体的には、ネットワーク会議、ケース会議への参加・助言や職員研修が主たる援助となっているが、当面の支援として調査や対応に同行する、といった回答もあった。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・ 児童福祉司の各市町村への駐在日を決める。町村では共同の面接、同行訪問。市ではケースカンファレンス、処遇協議を中心に行う（鳥取県）
- ・ 児童虐待防止市町村ネットワークの設置に向けての支援（島根県）
- ・ 地域におけるネットワーク会議への参加・助言等の児童の検査や、指導、一時保護等への措置への対応、広域的な対応を要する場合の調整（山口県）
- ・ 相談に当たる職員の研修、相談援助中の個別ケースの相談援助技術に関する援助や対応に関する援助、カンファレンスへの出席等（神奈川県）
- ・ 虐待に関しては「実務者ハンドブック」を作成予定（滋賀県）
- ・ 当面、大きな市町についてはアドバイザー的な役割。小さな市町村には調査や対応に同行する等（栃木県）
- ・ 相談の受け方、協議の仕方、緊急度の高い相談への対処方法、他機関へ

のつなぎ方等、相談受付から対応までの流れ全般（埼玉県）

- ・相談窓口職員に対して、事例検討を通じての能力向上のための研修（高知県）
- ・ソーシャルワーク的アプローチを実施しても、保護者の拒否により、児童の安全確認が困難であったり、必要な調査ができないケース（福岡県）
- ・親子分離・親子再統合への対応（鹿児島県）
- ・区への支援策として、ケースカンファレンス等を通じての技術的助言、ケースの調査や援助への同行や技術的助言が求められる（仙台市）
- ・多問題家族で、様々な機関の援助や支援が必要なケース（さいたま市）
- ・政令市においては、各区の相談受付課へ児童相談所兼務職員の配置が望ましい（広島市）

など

⑱ 一時保護所の体制、対応について

【調査結果のポイント】

- 一時保護所の勤務体制として見受けられたのは、夜間、休日の職員体制について、施設規模の違いはあるが、職員とアルバイトや非常勤職員と一緒に宿直体制を敷いている一時保護所が多い中、アルバイト又は非常勤職員のみといった一時保護所も中には見受けられた。
- 非行児童が入所した場合の対応については、個室化が図られていない一時保護所が多いものの、極力、部屋割りについて配慮し、他児童と同室にならないよう、また職員を手厚くする等の対応策を図っている一時保護所が見受けられた。
- 行動自由の制限については、基本的に入所児童の行動制限はしていないものの、一時保護所の出入り口に施錠をするとといった程度の制限を行っている一時保護所もあった。
- 学習保障に対する対応としては、カリキュラム等を組んで、午前中2時間程度、一時保護所の職員が学習指導を行っている一時保護所が見受けられた。また、教員OBを指導員として配置することにより、学習保障の強化に努めている例もあった。
- 一時保護所の保護期間の長期化の要因については、受入施設に空きがないというのが一番多く、また、入所について保護者との調整（同意を得るまで）に時間がかかるといった要因も目立った。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- 一時保護所の児童指導員、保育士の勤務体制について
 - ・一保所長も月1回は宿直。夜間（宿直）専門の非常勤を7名（1日1人）配置（大阪市）
 - ・2名体制以上で必ず男女の職員がいるように配置（愛知県）
 - ・宿直者が男性の場合、アルバイトの宿直は1人、女性の場合2人つけている（茨城県）

- ・男女別の体制を敷いているので、それぞれを同性職員が担当している（沖縄県）
- ・常勤の夜勤に男女各1人。夜勤には非常勤（学生）も男女各1人で対応（仙台市）

など

● 一時保護所に非行児童が入所した場合の対応はどのようにしていますか

- ・部屋割りについて配慮し、養護児童とは同室にしない。トラブル防止のため職員が児童の中に入って指導している（青森県）
- ・落ち着くまでは人的体制を強化している（岩手県）
- ・担当児童福祉司及び心理判定員の面接を通常より増やす（奈良県）
- ・時に他児童と離し、個別指導を行う（鳥取県）
- ・一保常勤職員が時間外勤務したり、心理判定員が個別カウンセリングを行うなど、所内全体で体制強化（島根県）
- ・事前に、児童福祉司がオリエンテーションを実施、入所時は保護課職員が一保の生活について説明。他児への影響が懸念される児童は、児童福祉司等が個別に対応（岡山県）
- ・状況を見ながら指導員の加配、常勤職員の応援等で対応。改善が図られない場合は、担当児童福祉司に協議し、早期の処遇決定を依頼（山口県）
- ・相談種別、年齢、性別に配慮し、可能な限り居室（寝室）を別にする（富山県）
- ・無断外出するおそれが強い場合には、あらかじめ警察と連携して、必要な協力を求められるようにする（富山県）
- ・静養室を一人部屋として利用させる。日課は他児童と同じ（山梨県）
- ・触法少年が入所した場合、他児に事件の情報が入らないように注意する（長野県）
- ・影響が大きい場合には、早期に他の適当な生活の場を検討する（長野県）
- ・入所してすぐには集団処遇は実施せず、児童の状態をみながら集団処遇に移行していく。時に長期個別処遇になることもあり（大阪市）
- ・担当ケースワーカーに付添を要請（熊本県）
- ・無理に日課に従わせない、できるだけ個別対応する等の配慮をしている（宮崎県）
- ・同じグループ、同じ中学校等の児童を複数で保護しないなど調整し、児

童が精神的に安定できる生活環境を作っている（鹿児島県）

- ・何のために入所したのか、今までの自身を振り返ることを根気よく話し指導している（さいたま市）
- ・少年非行に従事していた警察OB（市嘱託員）等の職員にできる限り関わってもらっている（北九州市）

など

● 入所児童の行動自由の制限を行う場合にはどのように対応していますか

- ・制限事例はなし。無断外出の頻繁な児童とは職員とのコミュニケーションを密にしている（青森県）
- ・制限なし。指導に乗らない児童は、保護者への引き取りを検討（岩手県）
- ・制限は不可能。無断外出が懸念される場合等は、戸締まりを厳重に行う等対応しているが限度有り（奈良県）
- ・無断外出した場合、反省文又は口頭指導（和歌山）
- ・無断外出、強引な引き取り要求が予測される場合、玄関を施錠する（岡山県）
- ・行動の自由の制限を行う必要がある児童の一時保護は行っていない（富山県）
- ・行動制限が必要な児童は、基本的には家裁送致すべきと考えている（石川県）
- ・過去に、観護措置まで数日要した際には、児童福祉司が戸外で見張りをしていたこともある（神奈川県）
- ・施設全体を施錠し、行動自由を制限するとともに、児童にも口頭で説明する（新潟県）
- ・外部からの刺激遮断のため、入所時に携帯は預かる（新潟県）
- ・無断外出などの規律を破った場合、児童の情緒を安定させる目的で個室で処遇。施錠可能な静養室を活用して対応することが可能だが、実際の使用はなし（名古屋市）
- ・保護者の強引な引き取りへの対応の観点から24時間施錠している。児童の状況等により、所外活動の制限を行っている。制限中は個別の課題（工作等）を与え指導（京都市）
- ・日記指導、作文指導を多く取り入れ反省を促している（大阪市）
- ・居室に感知センサーが設置されており、無外については把握できる（滋

賀県)

- ・男女別処遇をしているので、行き来が出来ないよう、通路となるドアを施錠している（兵庫県）
- ・日課を実施する場所以外には、移動できないようにしてある（兵庫県）
- ・職員の目の行き届かない出入り口や窓は施錠（行動範囲の制限）（茨城県）
- ・常に職員が付き添うなど、単独行動はさせない（茨城県）
- ・当日もしくは1～2日、児童が落ち着くように個別にて職員対応としている（千葉県）
- ・個室において児童福祉司等に関わってもらい、落ち着かせ反省させる（北九州市）
- ・別処遇の理由を話し、期間等納得の上で実施。居室で個別処遇、なるべく職員の目の届く所で過ごさせる。評価をきちんとし、次の目標設定につなげる（広島県）

など

● 入所児童の学習保障としてどのような対応を行っていますか

- ・平日の午前10時～11時30分までとし、国語算数が中心（北海道）
- ・平成14年度から児童養護施設学習指導強化事業（雇用対策）により、学習指導を行う教育資格者が派遣されている（青森県）
- ・職員が時間割を決めて学習させている。高校生の場合は通学も配慮（岩手県）
- ・一時保護所職員が平日午前中と木曜午後指導している。中学生の試験を保護所で受験させている（奈良県）
- ・教員免許を有する者が、学習ドリルを活用し、平日の午前中学習（鳥取県）
- ・通学が可能な児童については、学校と連携の上、一保より通学もある（新潟県、岡山県）
- ・退職した元教師を嘱託として雇用している（石川県）
- ・一保判定課職員が補助しながら、平日午前中（1時間半）と午後（1時間）実施している（福井県）
- ・日課で一日一時間。更に高校受験生等は自主的に19時から23時頃までやっている（山梨県）
- ・平日は学習・創作活動を中心とした日課をくみ、学習指導に当たってい

る（岐阜県）

- ・児童数や相談種別、能力等を考慮し、場合によってはグループ分けをして別室で学習させている（岐阜県）
- ・16年度より教員経験のある学習指導員（非常勤）を配置。隣接の県立養護学校を借用し午前中2時間実施。午後は従前とおりの保護所職員が図工、作業、運動等を実施（静岡県）
- ・受験生等に対してはボランティアの活用により個別対応を実施（東京都）
- ・平成16年度より、教員経験者を再雇用職員として1名配置（東京都）
- ・児童の在籍校に可能な限りドリル等を提供してもらい、面会の際には学習指導も併せて依頼している。指導にはボランティア（大学生）も活用している（新潟県）
- ・高校は欠席扱いとなってしまうために、通学可能なシェルターを利用している（名古屋市）
- ・平成14年度より公立学校教員を保護諸職員として配置、カリキュラムを作成し指導にあたっている。（午前中2時間は短いか）（宮城県）
- ・プログラムにより、学習指導員（退職教員）が午前中、学習指導を行っている（山形県）
- ・現職の教員2名を一保職員として配属。土日除く午前中2時間学習指導実施。月1～2回程度スポーツ等の所外活動（群馬県）
- ・学習の遅れが目立つ。学習指導は、平日午前中2時間、一保職員のほかに、小学校長OBに委嘱しているが、将来的には不安。また余暇指導のボランティアの希望もあるが、入所時の態度言動に驚き、辞退することが多い。（埼玉県）
- ・平日午前中を学習時間としているが、希望児は自由時間・夜間等にも対応、指導している（千葉県）
- ・2名の教諭（学校に籍を置いて、研修生扱い）、学習時間は3時間。マンツーマン対応（徳島県）
- ・能力に応じた指導計画を立て、午前中2時間（ドリル等）、午後2時間（スポーツ等）実施（佐賀県）
- ・学習指導員（嘱託職員）として、教職経験者を採用し、指導にあたっている。入所児童の個人ごとの週単位カリキュラムの作成有り（熊本県）
- ・学習指導員（教職OB）を中心に、平日の午前中、学習指導を行っている（鹿児島県）
- ・教員2名と嘱託2名が交代で、小中学生に午前2時間に加えて、中学生以上に午後1時間、中学校3年生以上には、更に1時間追加して、学習指導を行っている（仙台市）

- ・教員2名が、児童指導員として配置されており、午前中学習指導を行っている（千葉市）
- ・学習担当講師（教員免許保持者）を採用し、学習指導（横浜市）
- ・別に学習専用室を設置。そこで元教員退職者に学習専門指導員として授業（月～木の午前中）を行ってもらっている（川崎市）
- ・日課の中で午前午後それぞれ1.5～2時間の学習時間を確保。小学校は教員OB、中学校は児童指導員が指導にあたっている（神戸市）
- ・月～金で毎日1時間、学習時間を設定している。学力にあわせた教材を用意し、英語・数学・国語を中心に個別指導。（広島市）
- ・月～土の午前中が学習時間。小学生は国・算、中学生は国・数・英を中心に行っている。入所時にテストを実施、その児童のレベルにあわせた指導を行っている。中学校教諭が1名配置。その教諭を中心にプログラムを作成している（福岡市）
- ・教員免許保持者を配置。出身校との連携を保ち、教材や試験問題を届けもらう。一時保護中は出席扱いとするように出身校に依頼する。（広島県）

など

- 一時保護期間の長期化の原因をどのように分析していますか。またそのための対策を講じていますか

○ 理 由

- ・家庭環境等が複雑化していることが原因ではないか（北海道、福井県）
- ・虐待や非行ケースで長期化。理由は家族調整が難しく処遇方針が決まらない、施設の受け入れ先が決まらない（奈良県）
- ・処遇についての保護者及び関係機関との調整に時間がかかる（和歌山県、岡山県）
- ・情緒障害等複雑な問題を抱えているケースについて、処遇決定されるまでの間、関係機関との調整に時間を要す（鳥取県）
- ・保護者の施設入所の同意を得るまでに日数を要した被虐待児に係るものが多い。また、28条の為の長期化（富山県）
- ・虐待ケースについては、保護者との調整が難しく、結果として児童の処遇決定に時間がかかっている（埼玉県、石川県、福井県）
- ・複雑な家族関係による家庭調整の困難さ（虐待の場合、入所同意を取るまで時間がかかる）（長野県）

- ・家庭引き取りのための調整や施設の満床状態のため（岐阜県）
- ・施設に空きがない（福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、高知県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、大阪市、広島市、北九州市、福岡市）
- ・不法滞在による保護者の抑留で一時保護になるケースで保護者の措置決定に時間を要する（東京都）
- ・帰宅や受け入れ先確保困難等、処遇決定に時間を要する事例が増加している（京都府）
- ・施設入所あるいは家庭引き取りについて、保護者の同意を得にくくなっている（愛媛県）
- ・担当者が多くのケースを同時進行させなければならず、時間的に余裕がない（宮崎県）
- ・複雑な背景を抱えて入所した児童に対する行動観察に時間を要する（鹿児島県）
- ・被虐待児が多くそのケアに時間を要すること、及び家族再構築のための調整にも日時を要するため（沖縄県）
- ・中卒児童の就職先がない（札幌市）
- ・保護された児童が家庭復帰を希望しない、保護者が引き取りを拒否するなど、家族の問題の複雑化・深刻化により、関係機関等との調整に時間を要するケースが増えている（仙台市）
- ・処遇方針（案）の作成に時間がかかる（千葉市）

○ 対 策

- ・28条申し立てのケース。この場合家裁に決定の迅速化を要請（山口県）
- ・保護者調整が難しい場合、28条申し立ての迅速化を図ることを考えているが、家裁からはどれだけ調整努力したかについて、示すよう求められ対応が難しい（富山県）
- ・他県の施設へ措置依頼。里親開拓のためのキャンペーン実施（山梨県）
- ・里親の活用や施設児童の退所促進に努めている（岐阜県）
- ・ケースの進行管理の徹底を図るようにしている（東京都）
- ・積極的に自立支援に向けての処遇展開を進めている（神奈川県）
- ・一時保護の観察、判定、社会調査等極力早めるように、各部門で努力している（秋田県）
- ・担当児童福祉司に、処遇までのタイムスケジュールのビジョンを持たせるよう指導（群馬県）

- ・ケースワーカーとの密接な連携をとることで、早期の措置を促す（さいたま市）
- ・家庭復帰に向けてのケースワークの強化（千葉市）
- ・所内の相談・スーパーバイス体制の強化（担当所長補佐の配置）（千葉市）
- ・施設・里親の定員増を求めるとともに、家族再統合を進める（横浜市）
など

⑳ 児童相談所の改善のために必要と思われる措置・要望について

(注：下記の回答は、調査時点における回答であり、児童福祉法の改正などにより、すでに対応済となっているものも含まれる)

【調査結果のポイント】

- ソフト面の要望としては、
 - ・ 児童福祉司や児童心理司（心理判定員）などの心理担当職員、保健師、精神科医、弁護士、警察職員、親指導専門の職員などの児童相談所職員の配置や増員
 - ・ 一時保護所職員（保育士、教職員）の配置や増員
 - ・ 児童福祉司の配置基準の改善
 - ・ 児童福祉司以外の職員の配置基準化などが挙げられた。
- その他の要望としては、
 - ・ 一時保護所費や一時保護委託費の増額
 - ・ 一時保護所の施設の改善、一時保護受託枠の設定
 - ・ 市町村の相談業務にかかる財政措置
 - ・ 市町村の相談担当職員の職員配置基準化
 - ・ 児童相談所や一時保護所職員に対する研修の強化などが挙げられた。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ソフト面の要望
 - ・ 所長の行政等に対する調査権の法律上の明確化（奈良県）
 - ・ 市町村への指導依頼の制度化（奈良県）
 - ・ 児童福祉司の勤務形態について、特例勤務（勤務時間をずらす）の導入（鳥取県）
 - ・ 一般行政職からの任用でなく、専門職制度として充実するよう指導すること（岡山県）
 - ・ 教員を派遣して、一保の教育権を保障すること（岡山県）

- ・ケア協力病院の設置（富山県）
 - ・一定の条件を満たせば、警察官が立ち入り出来るよう法律改正を望む（石川県）
 - ・介入機関とケア機関は別のものとすべき（石川県）
 - ・費用徴収については、応分負担が原則となっているが、28条ケースや保護者を説得して措置となったケースなどは、費用徴収を拒否し結果として滞納になってしまいます。この点についても何らかの対策をお願いしたい（石川県）
 - ・28条では家裁は措置に関する審判をする場合、保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告できるとされているが、保護者に対して指導措置に従うべき旨を規定していただきたい（新潟県）
 - ・里親について、活用できる里親が少ない、養子希望の里親が多い、現在の住環境では里親になるのは大変（名古屋市）
 - ・施設が満床状態。岐阜、福井などへ県外委託を行っている（名古屋市）
 - ・発達障害者支援法については、児相の業務量が増加し職員体制を検討しなければならないのであれば、障害福祉課と十分に協議して欲しい。教員（一保の学習保障のため）（兵庫県）
 - ・常に事務室にいて、電話や来所者に対応する職員（児童福祉司3名に1人心理判定員5名に1人程度）（福島県）
 - ・一保に、児童の健康管理・健康教育と服薬管理（医師との調整が可能な程度に）の職員、教育担当職員（福島県）
 - ・将来的に家庭復帰が困難なケースも多く、里親制度の充実が急務（愛媛県）
 - ・一保の機能について、非行系児童と養護性の児童との混合処遇は大きな課題。それぞれ別の方法で対応すべき（川崎市）
 - ・虐待ケース対応で関係機関に情報提供を依頼するが、個人情報保護の立場から拒否された場合の強制力について、法的位置づけを検討願いたい（神戸市）
 - ・臨床経験豊富な専門性の高いSVが求められる。（職員数ではなく、質の向上が課題）（北九州市）
 - ・児童福祉司の専門性確保は最も重要な課題。国としても、抜本的な強化策を打ち出していただきたい（福岡市）
 - ・児童福祉施設職員の量・質共に、被虐待児のケアには十分対応できるとは言い難い。引き続き充実策を強化していただきたい（福岡市）
- など

● その他の要望

- ・心理ケアが必要な子どもや、発達障害児への対応等、処遇困難な事例が増加していることから、新たな枠組みが必要。専門里親の確保も難しい（奈良県）
- ・児童虐待ネットワーク会議の義務化。（設置市町村5市町村）（和歌山県）
- ・虐待に関わる親子分離と再統合の混在は展開が困難であり、親子分離については家裁が適当と考える（長野県）
- ・福祉事務所に児童相談担当の社会福祉主事が配置されるよう地方交付税に算定されたい（岐阜県）
- ・①子どもの虹情報センターにおける研修と同等の研修が各地で受けられるよう、全国児童相談所長会議のブロック毎に拠点を定めて巡回し、1年で全国をカバーする「出前研修制度」を設ける。②各中央児童相談所長が行う自主研修に対して、講師斡旋、経費の助成などを行う事業を設ける。③児童相談所と民間児童福祉施設との職員の相互派遣交流が積極的に行えるよう、全国共通の基準を定める。④一時保護委託にかかる経費について、措置費（一般生活費）と同額を払えるようにする。⑤施設設備に余裕がある児童養護施設の場合には、一時保護受託による定員超過を都道府県の裁量で認める（年度当初に一時保護枠の設定を行うことを含む。）この場合、暫定定員が設定されているときは、その見直しを行う。⑥TV電話を含む児童支援情報システム構築を全国レベルにおいて推進する。とりあえず研究会を設置して、早急に議論を開始する。⑦児童相談所事務の情報システムに助成を行う。⑧児童相談所、一時保護所、児童福祉施設等を結ぶ通信回線の確保に助成を行う。なお、児童福祉施設等にパソコン等情報機器設置の助成を行う。（東京都）
- ・保護した児童の人権を守るためには、児童相談所の機能強化と併せて、児童養護施設の最低基準の改訂を行い、被虐待児の対応が出来る体制を作ることが必要（神奈川県）
- ・ワーカー1人あたりの業務量（ケース扱い数）に基準があるとよい（名古屋市）
- ・児相が児童福祉の専門機関で有り続けるためには、地域に対する「発言力」と「発言する責任」とを強化する必要がある。そのためには、児相に管轄地域の児童福祉の推進に関する政策立案と執行の権限と責任を持たせる（予算や人事に関する権限も拡充する）こと。これによって実現したいのは児相が「予防」に踏み込む事である。専門機関である児相は、

「深刻な課題を抱えてしまった児童や家族」に対する支援能力を確保していかなければならないが、同時にそのような児童や家族を作らせないための地域支援能力も備えていなければならない、と考える（福島県）

- ・三位一体で虐待関連補助金が交付税化されると、県の財政状況により児童福祉施策が後退するおそれ有り（香川県）
- ・虐待対策については、現行制度では限界に達していると思われるので、諸外国の事例も参考にして対策・体制を確立願いたい（愛媛県）
- ・市町村が相談窓口になるが、国において共通したマニュアル・アセスメントを作成し、相談処遇職員が利用できるように希望する（高知県）
- ・虐待対応職員については、給与面においても、特別手当等による改善が必要（沖縄県）
- ・乳児の一時保護、一時保護所では対応できない児童の対応策の検討（札幌市）
- ・24時間、365日体制は有効なものができるのか。（さいたま市）
- ・措置権の委譲。具体的には、児相の事務を将来非行・虐待を中心にしていく際に、障害関係に係る児相長の権限を各自治体の判断で委託することについて、検討願いたい（神戸市）
- ・児相をこのままの形で残すのか、あるいはこどもの権利擁護のための機関を独立していく方向も考えられると思われる。その場合、その機関は司法関係の基での機関が適当と考える（広島市）
- ・24時間体制を推進するには、それに見合った人件費を補助していただきたい（北九州市）
- ・立ち入り調査や緊急保護等の権限を強化すると共に、それを行使した職員の免責を明確に法文化していただきたい（権限と責任のアンバランスがあると思う）（北九州市）

など